

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成30年2月14日付けで行った、法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

平成28年8月、〇〇にある職業訓練校を受講することとなったが、担当職員から、学校までの交通費は6か月の定期代（102,320円）でなければ支払えないと言われた。定期代を支払うと月の生活費がなくなるため、やむを得ず、日曜日と祝日に清掃会社（本件会社）の仕事をすることとした。しかし、入校案内を見ると説明会で聞いていた話と違う点があったため、入校を辞退し、清掃会社からも1年間働いてほしいと言われていたので、働きながら求職活動をすることにした。

担当職員からは、平成28年8月以降、何の連絡もないまま1年が過ぎ、清掃会社を辞めた後の平成29年10月になって、就労した給与全額の返還請求が文書であった。

現在、〇〇市において求職活動中で、支払いに応じられない状況である。支払請求には、基礎控除分が差し引かれていない。本件処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 8月20日	諮問
平成30年10月18日	審議（第26回第1部会）
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しく

は実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 2 によれば、法 78 条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平

成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

エ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている(問答集問13-23、(答)(3)参照)。

なお、問答集は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、この点についての法の解釈・運用指針として合理的であると認められる。

オ また、問答集によれば、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではない。」とされ、更に、「そのように決定された費用徴収について、徴収の猶予を行うかあるいは最終的に徴収の免除を行うかどうかということは、地方公共団体の徴収債権についての地方自治法その他による一般的取扱いにより処理されるべきで、生活保護法には何ら規定がないものである。」とされている(問

答集問 13-25、(答)参照)。

なお、同じく問答集は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、この点についての法の解釈・運用指針として合理的であると認められる。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、保護が開始された当時に担当職員から、生活保護受給中の収入については全て申告の義務があるとの説明を受け、当該説明を理解したものとして同意書に署名及び押印をしていること、平成 28 年 4 月に働いて得た収入については、同年 5 月 10 日付けで収入・無収入申告書を福祉事務所長宛てに提出していること、さらに、同年 7 月に 2 回、担当職員から、求職活動及び収入の状況について毎月報告するよう指導を受けていたことから、本件会社で働き始めた平成 28 年 9 月当時、働いて得た収入について福祉事務所長に届け出なくてはならない義務があることを知っていたことが認められる。しかし、請求人は、処分庁に対し、本件会社に係る求職活動及び入社についての届出を行わず、担当職員から未申告の給与収入がある事実を指摘されるまで、当該事実を秘匿したまま保護費を受給し続けていたことが認められる。

なお、上記給与収入の事実は、福祉事務所長による課税調査等により判明したことが認められる。

かかる経緯からすると、請求人は、平成 28 年 9 月から平成 29 年 7 月までの保護費を不正な手段で受給したものと評価すべきことは明らかであり、このことは、法 78 条 1 項により費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づき適切になされたものといえ、また、違算も認められないことから、これを違法・不当なものということはできない。

- 3 請求人は、現在、求職活動中で支払いに応じられない状況である、また、支払請求に基礎控除分が差し引かれていないことが不服である旨主張する(第 3)。

しかし、法 78 条に基づく費用の徴収額は、不正受給額を全額決

定するものであり、その費用の徴収はいわば損害追徴としての性格のものであって、相手方の資力（徴収に応じる能力）が考慮されるというものではないというべきであるから、請求人にたとえ資力がないとしても、そのことにより不正に受給した保護費に相当する費用の徴収を追及される立場を免れるものではない（1・(4)・オ）。

また、収入の届出を行わず不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き全て徴収の対象とすべきであるとされている（1・(4)・エ）。

更に、徴収の猶予あるいは免除を行うかどうかは、地方公共団体の徴収債権についての地方自治法その他による一般的取扱いにより処理されることとなる（1・(4)・オ）。よって、本件について徴収の猶予あるいは免除を行わなかったことは、合理的な裁量権の行使として、不当な点はない。

したがって、請求人の主張はいずれも、本件処分の取消理由としては採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）